管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年３月30日

鳥取県人事委員会委員長　曽　　我　　紀　　厚

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>

別表第１（第２条、第３条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">組織</th><th>職</th><th>区分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">知事の事務部局</td><td rowspan="2">本庁</td><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>防災監
次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。）
局長
筆頭総室長
総室長（子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。）
防災局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。）
東京本部の本部長
関西本部の本部</td><td>２種</td></tr>
</table>

</td><td>

別表第１（第２条、第３条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">組織</th><th>職</th><th>区分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">知事の事務部局</td><td rowspan="2">本庁</td><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>防災監
次長（行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。）
局長
筆頭総室長
総室長（子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。）
防災局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。）
東京本部の本部長
関西本部の本部</td><td>２種</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

			長 名古屋本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業大学校の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察監 会計管理者 参事監 医療政策監					長 名古屋本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業大学校の校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所園芸試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。） 農林総合研究所畜産試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。） 行政監察監 会計管理者 参事監 医療政策監	
			課長（衛生環境研究所及び農業大学校の課長を除く。） 防災局の副局長	３種				課長（衛生環境研究所及び農業大学校の課長を除く。） 防災局の副局長	３種

								防災局防災チームのチーム長		
								防災局危機管理チームのチーム長		
								防災局消防チームのチーム長		
			副本部長					副本部長		
			名古屋本部の本部長					名古屋本部の本部長		
			行財政改革局職員人材開発センターの所長					行財政改革局職員人材開発センターの所長及び次長		
			新生公立大学設立準備室の室長					新生公立大学設立準備室の室長		
			文化観光局の副局長					文化観光局の副局長		
			子育て支援総室の総室長					子育て支援総室の総室長		
			衛生環境研究所の所長及び次長					衛生環境研究所の所長及び次長		
			砂丘事務所の所長					砂丘事務所の所長		
			くらしの安心局消費生活センターの所長					くらしの安心局消費生活センターの所長		
			商工政策室の室長					商工政策室の室長		
			農業大学校の校長、次長及び部長					農業大学校の校長、次長及び部長		
			森林・林業総室の総室長					森林・林業総室の総室長		
			農林総合研究所企画総務部の部長					農林総合研究所企画総務部の部長		
			農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長					農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長		
			農林総合研究所農業試験場の場長					農林総合研究所農業試験場の場長		
			農林総合研究所園芸試験場の場					農林総合研究所園芸試験場の場		

		長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員 企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）				長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員 企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）	
		室長（管理職手当に係る区分が３種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除き、子育て支援総室家庭福祉室の室長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。） チーム長（関西本部企業立地・産業チームのチーム長に限る。） 企画調整幹 民工芸振興官	４種			室長（管理職手当に係る区分が３種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除き、子育て支援総室家庭福祉室の室長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。） チーム長（管理職手当に係る区分が３種の職を占める職員、関西本部観光・情報発信チームのチーム長及び関西本部販路開拓チームのチーム長を除く。） 企画調整幹 民工芸振興官	４種
		税務専門員 主任教授 検査専門員	５種			主任教授 検査専門員	５種
地方	略			地方	略		
機関	水産試験場	略		機関	水産試験場	略	

			場長	３種
		栽培漁業センター	所長	３種
		略		
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略	
			課長	３種
			室長（育英奨学室の室長を除き、歴史遺産室の室長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。）	４種
			略	
		略		
	略			
略				

			場長 次長	３種
		略		
略				
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略	
			課長 福利室の室長	３種
			室長（福利室及び育英奨学室の室長を除き、歴史遺産室の室長にあっては、人事委員会が承認したものに限る。）	４種
			略	
		略		
	略			
略				

附　則

この規則は、平成23年４月１日から施行する。